NEWS RELEASE

2016年10月7日

「好循環社会促進日本株ファンド(愛称:みんなのチカラ)」の設定

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(代表取締役:山口 裕之)は、追加型株式投資信託「好循環社会促進日本株ファンド(愛称:みんなのチカラ)」を2016年10月25日に設定しますので、お知らせいたします。

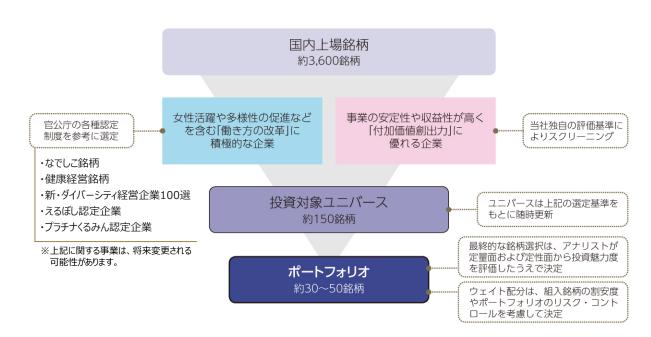
当ファンドは、女性活躍、多様性の促進、健康経営などを含む広範囲な「働き方の改革に積極的な企業」と、事業の安定性や収益性が高く、潜在的な雇用の拡大につながる「付加価値創出力に優れる企業」から選定した『人的資本の活用力に優れた企業』を投資対象ユニバースとし、それらの中から当社が長年にわたり年金基金等へ提供してきた株式の分析力・運用力を用い、投資銘柄を厳選してポートフォリオを構築いたします。その際、ESG等の非財務情報も活用します。

ご投資いただくお客さまにとって投資する企業の具体的な顔が見えやすいファンドとして、長期的視点での投資にふさわしい運営をいたします。

わが国経済の長期的な課題である『好循環社会』の実現に『人的資本の活用』は不可欠と考えます。当社は『人的資本の活用力に優れた企業』への投資を通じてお客さまの資産の中長期的な成長を目指しつつ、お客さまとともに好循環社会実現にも貢献してまいります。

当社は今後も『貯蓄から資産形成へ』の大きな流れをサポートしてまいります。

当ファンドの運用プロセス



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社



好循環社会促進日本株ファンド(愛称:みんなのチカラ)

投資リスク

- ・当ファンドは、主に国内株式を実質的な投資対象としています。組み入れた株式の値動き等により当ファンド の基準価額が上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式の発行者 の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
- ・これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は 保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ま た、投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドの基準価額に影響を及ぼすと考えられる主なリスクは、「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リス ク」です。ただし、全てのリスクを網羅するものではありませんので、詳細は、投資信託説明書(交付目論見 書)をご確認ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額に3.24%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額 です。

※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)

手数料

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.2204%(税抜1.13%)を乗じた額とし、毎 計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支 払われます。

委託会社	年率0.50%(税抜)
 販売会社	年率0.60%(税抜)
	年率0.03%(税抜)

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

● 監査費用

その他の費用・

ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00324%(税抜0.0030%)) を乗じた額と し、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変 動する可能性があります。

● その他の費用※

売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示する ことができません。

[※]当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示する ことができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金 (解約) 時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

[※]少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社、その他の関係法人の概況

- 委託会社(信託財産の運用指図等を行います。) 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
- 受託会社(信託財産の保管・管理等を行います。) みずほ信託銀行株式会社(再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)

の発行したファンドの受益権を自ら募集し、販売会社としての役割を担う場合があります。

■ 販売会社(受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。) 該当事項はありません。ただし、ファンドの委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が、自己

ご注意事項

- 当資料は、ニュースリリースとして損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が作成した資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に記載されている各事項は、作成時点のものであり、予告なしに変更する場合があります。
- 投資信託は、主として値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。また、運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。
- 投資信託の取得のお申込みにあたっては、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)を予め、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みいただいた上、ご自身でご判断ください。なお、投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。

<本件に関するお問い合わせ>

クライアントサービス第二部 0120-69-5432 (受付時間: 平日※の午前9時~午後5時)

※土曜、日曜、祝日、振替休日、国民の休日を除いた日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

[※]法人の場合は上記とは異なります。

[※]上記は平成28年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。